

第 110 回入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 110 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 10 月 13 日（火） 17:33～18:31

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 実施要項（案）の審議

- 税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務
- 農林水産研修所の管理・運營業務
- 自治大学校の管理・運營業務

2. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（財務省）

税関研修所 浜田副所長、総務課 倉岡係長

関税中央分析所総務課 岡澤課長、大臣官房会計課 西山係長

（農林水産省）

農林水産研修所 千葉所長、総務課 佐久間課長、小針係長

（総務省）

自治大学校 塚田副校長、庶務課 高橋課長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 110 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、財務省の「税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務」、農林水産省の「農林水産研修所の管理・運営業務」、総務省の「自治大学校の管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、財務省税関研修所の浜田副所長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○浜田副所長 税関研修所副所長の浜田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

税関研修所の所長は、財務省の関税局長が兼務しておりまして、常駐しているのが私ということで、私の方から施設の概要につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、税関研修所についてでございますが、税関研修所は、昭和 28 年に財務省、旧大蔵省の附属機関ということで設置されました。昭和 59 年には、施設等機関ということになりましたけれども、この税関研修所と言いますのは、税関行政に従事する職員に対して、税関業務の遂行に必要な知識、技能を習得させることなどを目的としておりまして、知的財産侵害物品の取締りにかかる研修だとか、AEO(Authorized Economic Operator)制度（サプライチェーン全体をカバーする業者の中で、優良業者に対しては手続の簡素化などを盛り込んだ制度）でございますけれども、そういったものとか、あるいは品目分類、輸入貨物・輸出貨物について、どういったところに分類されるのかといったような形の専門的かつ高度な研修を実施する、研修機関ということでございます。

税関研修所は、千葉県の柏市に所在する本所のほかには、地方支分部局でございます各税関 9 つございますけれども、その各税関の本関の所在地に支所 9 か所が設置されております。

税関研修所の柏の本所の方でございますけれども、敷地面積としましては、約 4 万 4,000 平米ございまして、事務棟、管理棟、研修棟、寄宿舎棟といった庁舎の管理から、パソコンルームだとか図書室、それから体育館などの施設がございます。こういった管理もしております。

また、税関研修所に隣接しております関税中央分析所というのがございます。この中央分析所は、税関研修所と同様でございますけれども、昭和 38 年に旧大蔵省の附属機関ということで、ここも昭和 59 年に施設等機関になっておりますが、設置されまして、輸出入貨物に関する分析のうち、高度の専門技術を要するものの分析の実施だとか、また、拳銃だとか覚醒剤等の社会悪物品の取り締まりにかかる探知技術だとか、検査機器の調査・研究、新たに開発される素材、材料及び組成の複雑な輸入品などに対する新しい分析法の研究開発などを目的としました輸出入貨物に関する分析を行う施設でございます。

中央分析所の敷地面積は約 1 万 3,000 平米ということで、主要な分析機器といたしましては、タンパク質の分解物や向精神薬等の含有量の測定に使用する高速液体クロマトグラフ、マグロヤクジラ等の種を鑑別する DNA 分析装置などがございます。

今回の「市場化テスト」におきましては、税関研修所本所における一部を除いた施設管理業務及び関税中央分析所とこれまで共同で実施してございました清掃業務、植栽管理業務、空調等の保守・点検業務などを対象といたしまして、一括入札を実施することとしております。

なお、関税中央分析所につきましては、当該業務のみが対象でございまして、それ以外の業務については別途契約をしていることになってございます。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

○小林副主査 実施要項（案）の修正した結果、それから、パブリック・コメントをいただいた結果について御説明をお願いしたところなんですが。

○倉岡係長 それでは、説明させていただきます。パブリック・コメントにつきましては、2社から来まして、計5件の意見が出されております。

まず1点目、従来の実施状況に関する情報の開示のところですが、資料の33ページの業務従事者に求められる知識・経験等における総括責任者については、施設管理業務に精通したものであることと記載されておりますが、「資格は1級ボイラーの資格を所持していればよろしいでしょうか。ほかの資格が必要でしたら御教示ください。」ということになっておるんですけれども、これにつきましては、従来我々のやっております管理業務は業務責任者を一応総括責任者として想定しております、それを業務責任者ということに統一いたしまして、変更しております。

ここの該当項目については、次のとおりに変更しております。「業務責任者については、管理・運営業務のたぐいの業務にかかる実務経験10年以上程度の者とする」という形で変更しております。

2点目、こちらと同じページのところに、当期の仕様書には総括責任者の記載がないということで、「当期仕様書外で総括責任者の選任が必要と判断してよろしいでしょうか。また、総括責任者の勤務時間を御教示ください。」ということだったんですけれども、これも同じように当期の仕様書において、業務責任者を想定しておりますので、当期の仕様書に記載されている時間に勤務していただくということで考えております。実際、業務責任者の勤務時間外においては、代理者を選任して対応することを認めるということで考えております。

3点目ですけれども、こちらも総括責任者という項目が、資料の37ページの中に入っていないということで、「追加と判断してよろしいでしょうか。」という意見が出されたんですけれども、これ自体は当期の仕様書にもともと業務責任者ということで入っておりますので、項目の追加は必要ないものと考えているため、修正はしておりません。

4点目ですけれども、実施要項（案）の17ページ、2.2.1「管理・運営業務の質」のところの施設アンケートに関してなんですけれども、これには「施設の空調・温度管理はどうでしたか」という項目があるんですけれども、「御指示いただいた設定温度にて、安定した管理状態でも研修生、職員等から不満等があった場合の評価点はどのようになるのか御教示ください。」ということで、これですと実際的に温度だけの管理、結局、暑い、寒いというのは個人的なものもあるので、実際的には省エネとかそういったものもあるので、設定温度、冷房であれば28度、暖房であれば19度というのが国の基準として設けられておりますので、その設定温度をきっちり管理をしていただくということを考えてございまして、例えばフィルターのつまりとか、そういった機械的なもので設定温度が保てないような場合は、低い評価になるのではないかと思います。

これにつきましては、施設アンケートを修正いたしまして、資料の39ページですけれども、ここ

の設問はもともと施設の空調・温度管理はどうでしたかという形にしておったんですけれども、実際的に各部屋で設定した温度を適切に管理していただくことを考えておりますので、「空調・温度は、各室の設定値どおり適切に管理されていきましたか。」という形に修正をさせていただいております。

最後ですけれども、これは、実施要項についての意見というよりも、「公表された資料の中の清掃業務、特に財務省税関研修所の清掃業務においては、仕様内容から見て余りに安価であるため、信用のある機関において適正な受託費の算出をお願いしたい。」ということで意見が来ておるんですけれども、これにつきましては会計法に基づいて、予算決算及び会計令第 80 条に従って、これまでの取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、そういったものを加味して、積算単価の資料等を参考にして、価格を設定しておりますので、これについては、こういった受託費の算出というのは、この法令に基づいて適正にやっているということでございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○逢見副主査 これは前回も審議しておりますので、今回はパブコメの対応ということが中心になると思います。パブコメで出された意見というのは、かなり実務的で全体の方針に関わる部分はないとは思いますが、ただ一つ設定温度というのは、どこかに記載されているんですか。

○倉岡係長 これについては、実際的に通常の事務室とか研修室というのは、冷房であれば 28 度、暖房であれば 19 度という設定温度が一応あるんですけれども、中央分析所については、いろいろな分析機器を置いておりますので、その機器が正常に動くような形で、通常よりも温度を低く設定している部屋もありまして、それも細かく書くようになりますと、実際的に業務している部屋まで細かく記載することになると、それはどうかと思ひまして、そこは記載しておりません。

○逢見副主査 アンケートで設定値どおり適正に管理されていきましたかという設問で、答える側は設定値が何度であるかということはわかった上で答えるわけですね。

○倉岡係長 そうなります。

○岡澤課長 実はこれは私ども中央分析所の都合で、なかなか書き切れないということで、こういう形にさせていただいたんですが、実際にはアンケートをする際に、研修所であれば研修生に対して、勿論政府の方針として温暖化対策で通常の研修室はこの設定になっていますというのは、適宜御説明をさせていただきますし、あるいは分析所の中でそれぞれの部屋の設定につきましては、内規で決まっているものもございまして、それは、承知の上で回答していただくこととなります。

○逢見副主査 わかりました。そこはきちんとわかるように、仕様書には書かれていないにしても、それはきちんと理解しているという前提でやるということをお願いします。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の逢見副主査の御指摘の点は、設定温度がいろいろあるということで、アンケートをするに当たっても、その点は御説明いただくようお願いしたいと思います。

それでは、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただき、各委員に結果を送付していただきます。

あと財務省におかれましては、本実施要項（案）に沿いまして、適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（財務省関係者退室）

（農林水産研修所関係者入室）

○小林副主査 続きまして、農林水産研修所の管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行います。本日は、農林水産省農林水産研修所の千葉所長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○千葉所長 農林水産研修所所長の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から農林水産研修所、中央線の高尾でございますので、以下、便宜、本所高尾と呼ばせていただきます。本所高尾をめぐる最近の状況につきまして、ごくかいつまんで御説明申し上げ、その後、パブリック・コメントの対応につきまして、担当の小針から御説明いたしたいと思っております。

平成21年4月1日の組織再編によりまして、これまで1研修所3研修館体制だったものを、1研修所1分館体制にいたしました。本所高尾に関して言いますれば、深川にございました研修館の廃止に伴いまして、当該研修館が実施しておりました研修業務をほぼすべて引き継ぎまして、併せまして研修体系の見直しをしたこともございまして、本所高尾におきましては、20年度に比べまして21年度は研修本数で5割増、延べの研修人員で4割増となっております。

また、本所高尾の庁舎・寮は、設置して45年を経過しておりまして、そういうこともございまして、本年9月から来年2月にかけて耐震工事を実施している最中でございます。現在は、3月末に廃止をいたしました深川の研修館を仮庁舎として研修を実施しているところでございます。

本所高尾の収容人員が200人に対しまして、仮庁舎の収容人員が60人しかございませんので、21年度におきましては、4月から深川に引っ越しする8月までの間にかけて、研修を大きくシフトさせて実施してございます。平成22年度からは、通常の形に戻して実施する予定でございます。

簡単ではございますが、以上で私からの説明を終わらせていただきたいと思います。

○小針係長 それでは、続きまして、先日募集を行いましたパブリック・コメントによって寄せられた内容につきまして、私どもの考え方を順次御説明させていただきたいと思っております。メールにて4件、

ファックスにて2件、合計6件、すべて応札を希望される業者さんと思われる方から意見が寄せられました。一部重複する内容がございましたので、そこを整理しまして、全部で17番まで番号を付してございます。これにつきまして1番から順に、時間が限られておりますので、少し早口になるかと思えますけれども御説明いたします。

1番、講師対応等の業務内容について、午後4時30分と、別な箇所では午後5時と記載にそごがあった部分がございましたので、ここの指摘でございまして、業務自体は5時までということで、統一して修正をさせていただきました。また、研修日程、人員等の年度スケジュールは、実施要項にて掲示できるでしょうかという問い合わせでございまして、こちらは、参考としまして、現在、実施しております。21年度分の研修スケジュールを掲示したいと思っております。業務実施年度に当たります22年度分につきましては、策定ができ次第業者さんにはお示しする考え方でおります。

2番目、アンケート調査の回答による満足度と目標回収率が記載されていますが、前年度の結果、実施予定人数などは掲示可能でしょうかということで、21年8月に事前の満足度調査というものを実施しまして、この結果を要項の21ページに記載しております。恐らくここを見落としていらっしゃるのではないかと思いますので、こちらを御確認くださいという回答になっております。なお、実施年度のアンケートの実施回数は年4回、目標回収率は95%を想定しております。

3番目、自家用電気工作物の保安管理という業務につきまして、示している必要な資格で第1種または第2種電気主任技術者というふうに記載しておりましたが、ここは第3種の電気主任技術者で可能ではないでしょうかという御質問でございまして、私どもの施設を調べ直しましたら、確かに第3種の電気主任技術者で可能な業務でしたので、そこを御指摘のとおり修正いたしまして、仕様書に反映させました。細かい設備の規模ですとか、設備容量なども併せて記載してくださいということでございましたので、その旨は仕様書の該当箇所に記載してございます。

4番目、空調設備の点検業務の委託費で、18年～20年にかけて3分の1近くに下がっていますが、作業内容の詳細はというお問い合わせでございまして、こちらは要項の19ページを御参照ください。19ページの真ん中ほどに委託の内容という表がございまして、この表の中で、一番下、計のすぐ上、空調設備定期点検業務というところがございまして、18年度は82万円、19年度は35万6,000円、20年度は32万1,000円と、確かに数字が下がっておりまして、ここにつきましては欄外の注記のところ、一番下になりますが、空調設備の定期点検業務は、建物ごとに隔年程度でこれまで実施してきたため、年度により経費の増減がございましてという注記をさせていただいております。この金額の増減につきましては、このような理由でございまして、こちらを参照くださいという回答になっております。

5番目、ボイラーや空調設備の仕様書記載事項以外の修理費等の費用は、費用表に反映されているのでしょうかということでございまして、19ページの同じ箇所に、過去3年間の経費が計上してございます。こちらは、基本的な点検に関わる経費のみでございまして、点検の結果、修理を要するものは別途費用が発生しております。その費用については、現在この表には掲載してございません。

6番目、各清掃作業項目の面積等の詳細の記載をお願いしますという御意見でございまして、こちらは仕様書の中の47～49ページに資料を追加いたしまして、細かな数量を追記しております。

7 番目、業務区分表にて機械警備費用は、民間負担の考え方でよろしいでしょうか。その場合、機械警備の機器数の詳細資料は御掲示可能でしょうかということですが、こちらは現在機械警備を別途別業者と契約しておりますので、この契約につきましては、費用は当研修所で負担することにしております。具体的な、センサー等の数量の詳細につきましては、防犯上の理由がございますので、御契約後に業者さんに対してお示しするという考えにしております。

8 番目、建築設備機器の数量や形式など明記がありませんので、御掲示をお願いしますということですが、この建物点検設備仕様書というところに、建築設備機器という項目を書いていたのでございますが、建物点検自体は大きく2つの業務がありまして、壁や天井などの建物本体の点検とプラスして、空調設備や消防設備の点検というのが付随してございます。空調や消防設備の点検は仕様書を初めから分けておりまして、別途仕様書を付けております。この建物点検のところにも記載してしまったのが重複しておりましたので、そちらを削除させていただきました。

9 番目、空調設備の定期点検業務の中で、一級建築士、二級建築士等の資格を記載しておりましたが、実態に即していませんという御指摘でした。調べましたら、空調設備については特段の資格は法令で求められていないということでしたので、作業の内容が判断できる技術力及び必要な技能を有する者という書きぶりに変更しております。また、細かいメーカー名、形式、年式等も記載するようにという御指摘でしたので、その旨は仕様書の該当する箇所に追記しております。

10 番目、ISO の品質マネジメント、同じく環境マネジメント、個人情報保護のPマーク、こうしたものの取得をもって加点の対象にしてはどうかという御意見でございましたけれども、審査の加点の項目につきましては、要項の10ページに基準が示されてございまして、1の(2)のところで、なお書き以下、提案内容については具体的であり、かつ、効果的な実施が期待されるかという観点から、仕様書との比較を行い得点を与えるという考え方が示されておりますので、資格、認証を取得しているということ自体をもちまして、そこを直接評価するということとは適切ではないのではないかと考えておまして、項目に含めるということ自体は考えておりません。

11～14 番までは、同じ提案者からの御意見でございまして、さまざまな資格を証明する書類を条件に付してはどうかという提案でございまして、

11 番目は、主に納税証明でございまして、こちらは入札参加の各省庁の統一資格というのがございますので、そちらを取得する際には必ず提出しているものですので、特段今回のために改めて提出していただく必要はないと考えております。

12 番目は、清掃業務についてビルクリーニング技能士の資格、警備業務につきまして防災センター要員・救命講習、それと自営消防資格者というのを御提案いただいているんですけども、これらは私どもの施設の規模、業務上要求する水準に照らして、必ずしも必要なものでございませぬので、必須の要件とはしないというふうに考えております。

13 番目は、私どもの仕様書の中で研修生受け入れ業務というのをに入れてございまして、これをホテルの客室整備と考えて10年以上の実務経験を証明させてはどうかという御提案でしたけれども、実際は簡易な清掃とシーツ類を配付していただくという内容ですので、特段の経験は不要だと考えております。

14 番目は、ISO14001 を取得しているということを必ず書類で提出させてはいかがでしょうかということですが、ここも入札機会拡大の観点から、必須の要件とはしないと考えております。

15、16、17 番目につきましては、今回のような取り組み自体を歓迎いたしますという趣旨のメールをいただいております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 本件につきましても、前回の審議を踏まえてパブリック・コメントをやられて、17 件あったということですので、かなり民間事業者の方の関心も高いのかなと思っております。内容については、かなり細かいことが多いので、そんなに大きく方針を変更すべき点はないと思います。

ただ、19 ページの委託の内容で、注が下にあって、これはパブコメの質問にもあったんですけども、空調設備点検業務が今までは隔年だったんですね、それを毎年実施することにしますと、そうすると平成 18 年度の数字に近づくということなんですか。

○小針係長 はい。18 年度の数字が一番近いです。

○逢見副主査 それから、建物点検業務は 20 年度からの実施で、実施要項によると、これからは毎年これをやるということになるんですね。

○小針係長 実は 17 年に法令改正がされておまして、国の機関は毎年実施するよという法改正がなされておりましたので、しばらく取り組めずに、20 年度から実施したという経緯がございます。これからは毎年度実施する必要がございます。

○逢見副主査 もう一つ、一番上のところに、20 年度は 19 年度までの随意契約を一般競争入札に変更したことにより増額となっている、とあります。随契よりも一般競争にしたら高くなったということですね。

○小針係長 実は一般競争は 20 年度から実施しておまして、19 年度までが随意契約だったんですけども、このときに業務をやっていただく日数を見直しまして、最小限の出勤日数でいいのではなにかということ日数を減らしましたところ、このような金額になりました。

20 年度に一般競争入札を導入したときには、当然その業者さんの会社の経費などが含まれて、その結果、基の数字に近い数字に戻ってしまったという実態がございます。21 年度もほぼ同じような金額になっております。

○小林副主査 今のところは私も気になっておまして、19 年度は業務日数を縮減したわけですね。それで低くなった。一般競争入札にしたときには、これは最低価格なんですか。それとも総合評価ですか。

○小針係長 一般競争による最低価格でございます。

○小林副主査 そのときの仕様は、19 年度と同じ業務日数というか、どういう仕様だったんですか。

○小針係長 19 年度とほぼ同じ仕様でございます。

○小林副主査 それは、業務日数を縮減したら、ダイレクトに人件費等に反映されると思うんですけども、業務日数の縮減という仕様にしてなくて、業務をやってくださいという仕様だったのかとい

う意味です。業務日数はこれだけにしてくださいという仕様ではなかったということですか。

○小針係長 業務日数ベースか、業務分量ベースかということですか。

○小林副主査 どういうことをこの清掃業務ではやってくださいということ仕様にするじゃないですか。そのときに、その業務をこの日数でやってくださいという設定はなかったんですね。

○小針係長 日数につきましては、大ざっぱにこちらが想定する、業者さんにいていただきたい日数というのは示しております。早く作業が終われば当然上がってもらっていいんですけども、例えば研修生が月曜から金曜までおまして、金曜日に帰った後というのは清掃の業務が一番忙しいはずでして、その金曜日には必ず人はいてくださいとか、翌月曜日からまた大勢来ますので、その受け入れの準備というのが金曜日には重複しますので、例えば金曜日辺りは、必ずある程度の人数を置いてくださいというお願いは仕様書の中でもしております。

○小林副主査 何か説明の工夫はないんですかね。

○逢見副主査 31 ページの業務区分表の備考欄に、毎日とか、年1回とか、月2回とありますね。これが19年度に減らして、20年度は同じ条件だったということですか。

○小針係長 この業務区分表は全く一緒です。業務の分担としては変えておりません。

○小林副主査 どうぞ。

○佐藤専門委員 20年度の入札の落札者は、19年度までの随契の相手方と一緒にですか。

○小針係長 違います。

○佐藤専門委員 20年度の入札は複数参加があったということなんですね。

○小針係長 ありました。

○佐久間課長 19年度までは、個人事業者といたしますか、いわゆる昔の寮母さんの人と個人事業者との契約という形で、相当今までの経緯で安くやっていたという経緯があるんですけども、20年度は一般競争ということで、適切に積算しまして、それに基づいて予定価格を立てて実施したところですよ。

○佐藤専門委員 つまり、随意契約でやった方が安かったという記載の見え方が、勿論随意契約事由の中には、一般競争入札に付すことが発注者にとって不利な場合もあるので、随契でやった方が安い場合があるということは承知しているつもりですし、実際、発注対象業務によっては、その業界の業者が随契でやってくれば安くやるけれども、入札にするんだったら高くなりますというのは幾らでも、医薬品とか、診療材料などは、そういう典型例だと思いますけれども、あるんだと思うんですが、結局「市場化テスト」の資料の中に、入札をやったために高くなったという記載自体が、何か工夫がないものかという問題です。

○千葉所長 おっしゃる意味はわかりますので、ちょっと考えさせてください。実際の理由が今、佐久間の方から申し上げた理由で、長年の付き合いで、相対でほとんど個人でやっているような感じでやっておったんですけども、そのときは非常に抑えていた。まして高尾ですから、田舎ですから、抑えた価格でやっていただいていた。ただ、何かあったときには大体いないので、そういう意味では一般競争をやった方が、それなりの規模のところだったら、何かあったときにも対応できるというメリットは勿論あるんですが、単価的にはちょっと安かったんですが、書きぶりはちょっと工夫してみ

ます。どういう書きぶりができるか、今ここでお答えするのは難しいんですが、御指摘の内容はよくわかりますので、ただ、我々の主張も御理解いただければと思います。ちょっと書きぶりは考えさせていただきます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今のところはやはり問題になる場所ですので、随契を一般競争にしたら増額になったというところは、少し書きぶりを工夫してください。

そのほか何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会の開催することにはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせいたしますし、今の書きぶりのところも調整していただいて、結果を委員にフィードバックしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農林水産省におかれましては、本実施要項(案)に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(農林水産研修所関係者退室)

(自治大学校関係者入室)

○小林副主査 続きまして、自治大学校の管理・運営業務の実施要項(案)の審議を行います。本日は、総務省自治大学校の塚田副校長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明いただきたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○塚田副校長 自治大学校でございます。先日は私どもの実施要項(案)につきまして、いろいろ細かいところにわたりまして、御指摘、御指導をいただきまして、誠にありがとうございました。

その後事務局とも御相談させていただきまして、そういう御指導を踏まえた形で要項を準備させていただきました。そして、パブリック・コメントも行いまして、若干意見をいただきましたので、そこも反映させた形で準備しております。

詳細につきましては、庶務課長の高橋の方から説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議、御指導のほどよろしく願いいたします。

○高橋課長 庶務課長の高橋でございます。私の方から、具体的なところの御説明をさせていただきます。

お手元に配付されております、資料3-2の実施要項(案)の5ページをごらんいただきたいと思います。業務遂行に当たり確保されるべき質のところ、施設事業者のアンケートを取るべきという御指摘をいただきまして、現在、アンケートを実施中でございます。と申しますのも、本日、第1部

課程 113 期生 75 名、第 2 部課程 156 期生 161 名、第 3 部課程 97 期生 37 名の合計 273 名が入寮いたしました。明日が入校式で研修が始まるとうございませう。

この研修生にアンケートを取ることによりまして、締切日を 10 月 21 日の締め切りといたしておりますので、その実施いたしましたアンケートの結果を踏まえて、この施設利用者満足度のところに反映させていただきたいと考えているとうございませう。

7～8 ページ目、前回 9 月 1 日の小委員会の場で、入札参加資格につきまして ISO9000 及び ISO14000 の資格が必要という形にしていたとうございませうけれども、この入札参加資格につきましては、ISO9000 及び ISO14000 並びに、元請けとしての大規模施設の維持・管理業務の受注実績の入札参加要件としての制限を撤廃いたしましたとうございませう。

9～10 ページ目でございませうけれども、実際に対象になります公共サービスを実施する者の決定に関する事項でございませうが、現在、検討中でありまして、自治大学校に設置する評価委員会において行うものでございませうけれども、この評価委員会の構成及び運営に当たりましては、外部有識者等第三者の意見が十分に尊重されるよう配慮するものとするという一文を入れさせていただきまして、先進の事例等を勘案しつつ、構成、運営を考えてまいりたいと考えているとうございませう。

19 ページをごらんいただきたいと思ひます。9 月 1 日の小委員会のときに御指摘をいただいた評価表の得点配分についてでございませう。従前は、特定配分につきましては、すべて 10 点満点の配分としていたとうございませうけれども、必須項目につきましては 20 点満点として、加点項目につきましては、その業務の軽重を検討いたしました上で、5 点、10 点、15 点、20 点のウェートの差を付けて加算することといたしましたとうございませう。

5 点は複写機のリース・保守、ファクシミリの保守、製氷機の保守等でありまして、一方、ウェートの高いものとして、設備の管理、警備業務、更には入寮受付及び退寮説明等に関してウェートを高くしているとうございませう。

33 ページをごらんいただきたいと思ひます。業務従事者に求められる資格等でございませうが、この点につきまして従前の実施要項におきましては、アの①～⑧までが掲げられておりましたけれども、そのほかに⑨のビルクリーニング技能士、⑩の 1 級及び 2 級造園施工管理技士、更にはその下にあります警備業務といたしまして、東京都公安委員会の認定。それと廃棄物処理に関しまして、立川市による一般廃棄物処理運搬業の許可というところを追加してございませう。

36 ページ以降でございませうが、5 ページにわたりまして、従前、実施要項上添付されていなかった施設の全体図と使用施設の各フロア図を添付することといたしてございませう。

更には 43 ページをごらんいただきたいと思ひます。従来の実施状況にかかる情報の開示といたしまして、従来の実施に要した人員及びその頻度並びに、次の 44 ページでございませうけれども、教室及び宿舎の稼働状況についての資料を追加したとうございませう。

更にパブリック・コメントの中で御質問のございました内容に関して御回答をさせていただくとともに、不明瞭なところに関しましては新たに付け加えさせていただいた部分もございませう。

例えば 63 ページをごらんいただきたいと思ひますが、パブリック・コメントで御質問のございました内容といたしまして、業務責任者に関しまして、寝具の賃借でございませうとか、複写機のリース・

保守、ファクシミリの保守、製氷機の保守等に関しまして、業務責任者を常駐させる必要性があるのかというような質問もございました。ということで、55 ページ、責任者業務（常駐）という形で記入させていただくと同時に、63 ページの警備業務に関しても、業務責任者を常駐させていただきたいということを明確にし、その他の御質問のあった業務に関しましては、業務責任者を兼務することができますということを各々の業務の箇所に追記させていただいたところでございます。

更にはパブリック・コメントの中におきまして、定期清掃業務にかかる場所、面積に関しての御質問がございましたので、その明示をさせていただきましたのが 68 ページの上から 5 行目辺りで、場所・面積は【別添 2】と同じという形で明示をさせていただいたところでございます。

以上が前回の当小委員会におきまして御示唆、御指摘をいただきまして、事務局の方と詰めをさせていただきまして、修正をさせていただいた内容、更には 9 月に行われましたパブリック・コメントにおきまして、御意見、御質問のあった内容でこの実施要項、更には仕様書の中で明瞭にしなければならないような内容を、修正、加筆、補正をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の審議における当委員会の指摘を踏まえまして、修正等の対応をしていただきました。内容については、おおむね適切なものであると思います。

あと、パブリック・コメントにつきましても、意見の中身はかなり細部にわたっている技術的な部分が多いので、この対応でよろしいのではないかと思います。

私からは以上です。

○小林副主査 どうぞ。

○佐藤専門委員 形式的なことですけれども、3 ページ目の自治大学校の概要の 1 行目の「職員の要請」、これは多分誤字だと思います。

2 行目のところの「行政管理能力を相互的」とありますが、多分「総合的」ではないかと思いますので、気が付いたところだけでするので全体的に見直してみてください。

○小林副主査 その訂正をお願いいたします。

それでは、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 1 点だけございます。利用者アンケートについては、現在、実施を企画されているということでございますが、アンケートの結果については、別途集計いただいた上で、こういう水準で設定したいということで、後日御相談いただけるということでよろしいでしょうか。

○高橋課長 結構でございます。

○小林副主査 明日の入寮式のところで実施するということですね。

○高橋課長 先ほど御説明させていただきました 273 名が入寮いたしました。入寮オリエンテーションというのを今日午後 3 時から行っておりまして、そちらの場で案内をすると同時に、各自にパソコンもございますのでパソコンで御回答、もしくは紙での御回答でも結構ですが、その両者において研修生から回答をいただきたいと御説明をさせていただいたところでございます。

○小林副主査 では、そのアンケート結果をフィードバックしていただいて、何％に設定するというのを各委員に通知いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで審議を重ねてまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものと改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合、また先ほどのアンケートの結果については委員の方にフィードバックいただいて、それで設定を確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局において整理をしていただいて、各委員に結果を送付していただきます。

総務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○塚田副校長 こちらこそ、ありがとうございました。

（自治大学関係者退室）